



福祉施設版

NEWS LETTER

2020年1月号

税理士法人横溝会計パートナーズ

東京都国分寺市本町2-12-2大樹生命国分寺ビル6階
TEL : 042-321-9583 / FAX : 042-327-4747

来年度の介護人材確保対策の計画

今年度は10月に処遇改善のための介護報酬改定が施行されました。来年度の取組計画は、令和2年度の概算要求からも方向性を掴むことができます。厚生労働省の発表資料*から、現在検討されている主要項目をご紹介します。



介護分野への元気高齢者等参入事業

介護分野人材のすそ野を広げるべく、**元気な高齢者の活躍を促進**する取組です。既に実施されている研修等を更に深め、介護分野への関心を持ってもらうためのセミナーや、入門的な研修等への受講を誘導し、介護助手として介護施設にマッチングするまでを想定しています。

介護職員の悩み相談窓口設置事業

介護職員が職場の悩み等を相談できる窓口を都道府県に設置し、介護職員の離職を防止する取組です。心理カウンセラーや経験年数の長い介護福祉士を専門の相談員として配置し、来所や電話だけでなく、メールやSNS、施設への出張相談等、幅広い方法で受け付ける計画です。

若手介護職員交流推進事業

介護関係職種の離職の6割超が勤続3年未満の職員で、小規模事業所ほど離職者の勤続年数が短いという調査結果を受け、**入職時や3年目の節目のタイミングで、他施設の若手介護職員と交流できるネットワーク**を構築し、介護職の

魅力等を再確認する取組が検討されています。

介護職チームケア実践力向上推進事業

多様な人材の参入促進や外部コンサルタントの活用によるリーダー職の育成等で、多様化・複雑化する介護ニーズに対応するチームケアを更に推進し、介護職員の不安払拭、定着促進と、利用者の自立支援、満足度向上を図る取組です。

介護のしごと魅力発信等事業の拡充

若年層や子育てを終えた層、アクティブシニアに対する介護の仕事の魅力発信等について、来年度は**小中高生等の10代、大学・専門学校生等の20代前半、退職前や退職まもない時期のアクティブシニア層への訴求**も目指します。

福祉人材センターのマッチング機能強化

都道府県福祉人材センターによる職業紹介や就職説明会等に加え、新たにブロック研修を開催し、マッチング機能強化を図ります。

(※) 厚生労働省「令和2年度概算要求について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000549672.pdf>

都道府県別にみる介護保険第1号被保険者の現状

高齢化の進展により、65歳以上の介護保険の第1号被保険者（以下、1号被保険者）数は増加しています。ここでは1号被保険者数と要介護（要支援）認定者数を都道府県別にみていきます。

被保険者数は3,500万人が目前に

2019年8月に厚生労働省が発表した報告書※によると、全国の1号被保険者数は増加を続け、2017年（平成29年）度末で3,488万人となりました。前年度から1.4%の増加です。また人口に占める割合は28%程度となっています。都道府県別の状況は下表のとおりですが、各地の人口の多い地域で100万人を超えています。

1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者（以下、認定者）数は628万人で、前年度より0.6%の減少となりました。

認定率は18.0%に

認定率（1号被保険者に占める認定者の割合）は、全国計で18.0%でした。都道府県別では、和歌山県が21.8%で最も高くなりました。その他、大阪府や島根県、長崎県、愛媛県、岡山県、京都府で20%以上になっています。

最も低いのは埼玉県で、14.6%でした。

ここで紹介した都道府県以外にも、市町村別のデータが発表されています。興味のある方は、自施設の所在地の状況を確認されてはいかがでしょうか。

2017年度 都道府県別第1号被保険者に占める認定者の割合

	1号被保険者数	認定者数	認定率		1号被保険者数	認定者数	認定率
全国計	34,878,658	6,282,408	18.0	三重県	522,237	95,421	18.3
北海道	1,624,709	316,157	19.5	滋賀県	357,171	60,319	16.9
青森県	409,331	73,547	18.0	京都府	729,476	145,652	20.0
岩手県	400,112	76,294	19.1	大阪府	2,352,780	490,994	20.9
宮城県	618,705	110,956	17.9	兵庫県	1,540,220	294,056	19.1
秋田県	355,345	70,759	19.9	奈良県	408,726	72,498	17.7
山形県	354,523	63,246	17.8	和歌山県	307,040	66,975	21.8
福島県	568,389	107,744	19.0	鳥取県	173,917	33,964	19.5
茨城県	817,845	122,623	15.0	島根県	228,289	46,896	20.5
栃木県	539,739	83,682	15.5	岡山県	560,482	113,911	20.3
群馬県	563,275	95,762	17.0	広島県	805,471	153,972	19.1
埼玉県	1,882,419	275,374	14.6	山口県	462,124	87,188	18.9
千葉県	1,661,188	257,291	15.5	徳島県	239,273	47,548	19.9
東京都	3,098,025	579,233	18.7	香川県	298,658	57,811	19.4
神奈川県	2,257,719	380,044	16.8	愛媛県	437,495	89,519	20.5
新潟県	708,468	131,671	18.6	高知県	243,921	45,992	18.9
富山県	331,931	60,307	18.2	福岡県	1,364,290	260,446	19.1
石川県	327,799	56,224	17.2	佐賀県	239,076	44,032	18.4
福井県	229,475	39,914	17.4	長崎県	425,066	87,272	20.5
山梨県	244,467	37,894	15.5	熊本県	531,602	105,759	19.9
長野県	644,187	110,073	17.1	大分県	366,538	65,002	17.7
岐阜県	592,818	97,077	16.4	宮崎県	340,010	56,769	16.7
静岡県	1,068,140	166,717	15.6	鹿児島県	501,272	99,058	19.8
愛知県	1,838,926	293,785	16.0	沖縄県	305,989	54,980	18.0

厚生労働省「平成29年度介護保険事業状況報告（年報）」より作成

※厚生労働省「平成29年度介護保険事業状況報告（年報）」

介護保険事業の実施状況について、保険者（市町村等）からの報告数値を全国集計したものです。詳細は次のURLのページからご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/17/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『業務中の事故でケガをした場合どのように対応すればよいか』



さきほど、職員が業務中に階段から落ちてケガをするという事故が発生したという連絡がありました。本人の意識はありますが、頭を打っているかもしれないので、念のため検査のできる病院へ行くよう指示したところです。このように労災が発生した場合、施設としてどのような対応をすればよいのでしょうか。



業務中に事故が発生しケガをしたときに最優先すべきことは、被災した職員の救護・治療です。可能であれば、労災保険指定の医療機関等（以下「労災指定病院」という）を受診するよう指示をします。その後、労働基準監督署等への手続きを行うため、ケガをした状況や事実関係を把握しておくことが重要です。

詳細解説：

1. ケガをした職員への対応

業務中の事故により職員がケガをしたときには、ケガをした職員の状況確認と救護・治療が最優先になります。治療が必要になる場合は、可能であれば、労災指定病院へ行くことが望ましいです。労災の治療費等は、原則として労災保険から支払われます。労災指定病院の場合は、窓口等で「療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」を提出し、労災であることを申し出ることで、治療費を直接負担する必要はありません。労災指定病院以外へ行く場合は、治療費の全額をいったん負担し、後日、労働基準監督署へ「療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号）」を提出することにより請求します。いずれの場合であっても、健康保険は利用できないため、窓口等で健康保険証を提示しないよう注意を呼びかけましょう。



ならない場合は、労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の提出が必要になります。休業が4日以上であれば様式第23号、休業が4日未満であれば様式第24号となり、休業日数によって書類の種類と提出期限が異なります。この報告は、災害の発生状況等を記載するため、災害発生時の目撃者の有無や事実関係を確認しておきます。

なお、仕事を休んだ日に対し、休業4日目から休業補償給付が支給されます。その他ケガの状態によっては障害や遺族に関する給付も行われますので、すみやかに給付が行われるよう労働基準監督署への届出を行うようにしましょう。

業務中の事故によるケガなどが発生すると、突然の事態にどのように対応すればよいか戸惑う場面があります。日頃から職員に対して報告体制を周知したり、近隣の労災指定病院をあらかじめ調べておくとういでしょう。あわせて、事故の発生原因の究明や、改めて施設内の安全衛生教育を行うことにより、再発防止策を立案・実行することが求められます。

2. 労働基準監督署への報告・手続き

こうしたケガにより、仕事を休まなくては

事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『5S(ゴエス)』



ワンポイントアドバイス



『5S』とは、整理、整頓、清掃、清潔、躰、それぞれの頭文字をとった表現です。一つ一つを理解し、実践することが重要です。

1. **整理**…物を区別し、要らない物を処分すること
2. **整頓**…誰もがすぐに、取り出せる・使える・しまえる状態にすること
3. **清掃**…ゴミや異物が無く、汚れの無い状態にすること。掃除が最小限で済むよう工夫すること
4. **清潔**…上記 1.~3.がなされた状態を保つこと
5. **躰**…決められたことを正しく実行する習慣をつけること

福祉施設では、個室や集会所、作業場はもちろんのこと、通路やトイレ、出入り口における 5S も大変重要です。

整理・整頓がなされていなければ、どうなるでしょう？
事あるごとに探す時間がかかり、業務効率は悪くなります。利用者様にも迷惑をかけてしまうでしょう。

清掃・清潔が保たれていなければ、どうでしょう？
トイレの床が濡れていると利用者様が滑って転倒しやすく、アクシデントやトラブルに見舞われます。

これら全てを実行するためには、徹底できるだけの習慣を身につけることが必要です。仕事をする組織人として当たり前の習慣ですが、当たり前のことを当たり前にするのは、案外難しいのです。こういった意味で、5つめのS:「躰」は、最も重要な意味を持ちます。

定期的で大掃除をして美しい施設内の状態を長く保ち、利用者様に快適さを届けましょう。それは、スタッフ自身が気持ち良く仕事をするためのポイントでもあります。